

保護者の皆様へ

平成30年2月5日
徳島県立鳴門高等学校長

インフルエンザの感染拡大防止について(お願い)

全国的にインフルエンザが流行しています。本校でもインフルエンザによる欠席者が増加しており、本日は2年生で1クラス学級閉鎖の措置をとりました。今後も校内での感染の拡大が懸念されます。ご家庭においても、感染拡大防止についてご理解とご協力をお願いします。

1 感染予防について

- ①手洗い・・・石けんを使用して30秒以上かけた丁寧な手洗いの励行
アルコール製剤による消毒も効果があります。
- ②マスクの着用・・・咳やくしゃみのある時、発熱時には必ず着用
症状の有無にかかわらず、予防のためのマスク着用もよい
(JRやバスでの通学时、人ごみ等)
- ③タオルやハンカチの貸し借りの禁止・・・毎日清潔なものを持たせてください。
- ④ペットボトルの回し飲みは禁止・・・部活等にはマイボトルを持たせてください。
- ⑤適度な湿度の保持や、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取

2 家庭での健康観察

- ①登校前の健康観察の徹底・・・特にインフルエンザが疑われる症状に注意してください。
*インフルエンザが疑われる症状
 - 38℃以上の発熱
 - 頭痛、腰痛、筋肉痛、全身倦怠感などの全身症状が強い
 - のどの痛み、咳などの呼吸器症状



これらの症状がみられた場合は無理に登校させず、しばらく家庭で様子を見るか、かかりつけ医を受診するなどしてください。

3 学校への連絡等

- ①体調が悪く欠席する時は、保護者の方が連絡をお願いします。
- ②インフルエンザが疑われる症状があった場合は必ず医療機関を受診し、受診結果を学校に連絡してください。

4 かかってしまった場合は

- ①学校で感染が疑われる症状がでた場合は、保護者の方に連絡し帰宅させますので、ご家庭で医療機関を受診してください。なお、症状が重い場合はお迎えをお願いします。
- ②学校は出席停止となります。(届の用紙は学校にあります。また本校のホームページからダウンロードすることもできます。登校再開後に提出してください。)

インフルエンザは発症前日から発症後3～7日は鼻やのどからウイルスを排出すると言われています。そのためウイルスを排出している間は、外出を控える必要があります。

学校保健安全法では、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」をインフルエンザによる出席停止期間としています。最短でも熱が出た次の日から5日経たないと登校できません。ただし、主治医が感染のおそれがないと認めた場合はこの限りではありませんので、登校再開の時期については、主治医に相談してください。